

# 利用するためにはどうすればいいの？

まずは、社会福祉協議会にご連絡ください。

相談の受付

## 社会福祉協議会にご連絡ください

本人以外でも、家族などの身近な方や民生委員、介護支援専門員（ケアマネージャー）、地域包括支援センターなどを通じての相談にも対応します。

相談  
打合せ

## 担当者がうかがいます

専門員が自宅や施設、病院などを訪問し、相談にのります。相談にあたっては、プライバシーに配慮し、秘密は必ず守ります。

支援計画の  
作成

## お困りのことについて一緒に考え、支援計画をつくります

困っていることやご希望をお聞きし、どのようなお手伝いができるかをご本人といっしょに考えます。その後、支援計画をつくります。

契 約

## ご契約をむすびます

契約内容に十分納得いただいた後、利用者和社会福祉協議会との間で正式な利用契約書をむすびます。

サービスの  
開始

## サービスが開始されます

支援計画にそって、生活支援員がサービスを提供します。

※生活支援員とは、契約内容にそって、定期的に訪問し、福祉サービスの利用手続きや預貯金の出し入れのお手伝いをします。

お問い合わせ 社会福祉法人 可児市社会福祉協議会

岐阜県可児市今渡682番地1（可児市福祉センター内）

電話 0574-62-1555

# 「安心して地域で くらしつづけたい」 をお手伝いします。

日常生活自立支援事業 利用のご案内



社会福祉法人 可児市社会福祉協議会

共同募金の配分金を活用し、作成しました。



# 日常生活自立支援事業ってな～に？

日常生活自立事業とは、高齢者や障がいのある人などが、地域で安心して暮らせるように福祉サービスを利用するためのお手伝いや日ごろのお金の管理などのお手伝い（支援）をしたりする事業です。

## どんな人が利用できるの？

認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで、自分ひとりでどうしたらいいかわからないなど判断することに不安のある方です。

福祉のサービスを利用したいが、どうしていいかわからない



公共料金の支払いは、大丈夫かしら？



郵便物の内容がわからない



通帳や印かんはどこに置いたかな？

## どんなサービスが利用できるの？

どんな福祉サービスがあるのかの説明や、利用するための手続きをお手伝いします。

- どんな福祉サービスがあるのかを説明します。
- 福祉サービスを利用するための手続きをお手伝いします。
- 福祉サービスの利用料金のお支払いをお手伝いします。



日常的なお金の出し入れのお手伝いをします。

- 電気、ガス、水道などの利用料金のお支払いをお手伝いします。
- 病院への医療費のお支払いをお手伝いします。
- 通帳からのお金の出し入れをお手伝いします。



大切な書類や印かんなどをお預りします。

○預かることができるもの

- 年金証書
- 預貯金の通帳
- 印かん
- 権利証

×預かることができないもの

- 宝石、書画、骨董品
- 貴金属類 など



## 費用はかかるの？

ご相談や支援計画の作成は無料です。

契約後のお金の出し入れなどのお手伝いは、次の料金がかかります。

援助内容	利用料金
福祉サービス利用援助 日常的金銭管理サービス (生活保護を受けている方は無料)	1時間あたり 1,000円 1時間を超えると30分ごとに500円
書類預かりサービス	1か月 500円